

令和7年度熊本県立玉名高等学校学校技師(会計年度任用職員)募集案内

1 職 名

熊本県立学校学校技師

2 職務内容

校内の環境整備に関する業務、事務処理の補助業務 (変更の範囲) 変更なし

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

(1) 職 の 区 分 : 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任 用 期 間 : 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。(更新回数は2回を上限)

(3) 勤 務 地 : 熊本県立玉名高等学校 (変更の範囲) 変更なし

(4) 勤 務 時 間 : 【通常】午前11時45分～午後7時30分(週5日)

【長期休業中等】午前8時10分～午後3時55分(週5日)

※1ヶ月につき20日以内、1週間につき35時間以内

(5) 休 憩 時 間 : 【通常】午後3:00～午後3:45

【長期休業中等】午後0時40分～午後1時25分

(6) 休 日 等 : 土、日、祝日及び学校閉庁日

(7) 休 暇 等 : 年次有給休暇 あり(6ヶ月間継続勤務した場合)

※ その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり

(8) 報 酬 等 : ①報酬日額 7時間7,518円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6月期:最大1.25月、12月期:最大1.25月

④勤勉手当 6月期:最大1.05月、12月期:最大1.05月

※1 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)

※2 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

(9) 社 会 保 険 : 地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(10) 公務災害等補償 : 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付採用 : 今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例

5 受験資格

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

- (1) 日 時:随時
- (2) 合格発表:試験日以降

8 応募方法

- ・応募者は、「履歴書（写真貼付）」を玉名高等学校へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」を添付してください。）
- ・持参の場合、受付時間は、平日8：10～16：40までとなります。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。

【連絡先】〒865-0064

熊本県玉名市中1853番地

熊本県立玉名高等学校

担当 主任事務長 永田

電話：0968-73-2101